



記者発表資料

令和2年8月5日（水）

震災復興・企画部震災復興・企画課（震災復興・総合企画係）

担当：尾形（内線312）

臨時特別定額給付金事業の実施について

- 気仙沼市では、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の一環として、「特別定額給付金事業」を実施しています。
- このたび、国の給付基準に該当しない、「基準日（令和2年4月27日）に住民基本台帳に記録されている方のうち、単身世帯の世帯主で且つ申請前に死亡した方」につきまして、市独自で「臨時特別定額給付金」を支給することとなりました。
- 申請できるのは、死亡した方の法定相続人で、令和2年8月中旬までに市から遺族に対して「気仙沼市臨時特別定額給付金申請書」を送付いたします。

【事業内容】

給付要件該当者1人につき10万円を給付

【給付要件該当者】

国の特別定額給付金給付事業の基準日（令和2年4月27日）において、本市の住民基本台帳に記録されている方で、特別定額給付金（申請締切日：8/19）の申請前に死亡した単身世帯の世帯主

【給付対象者】

給付要件該当者の法定相続人

※法定相続人が複数いる場合は、当事者間の協議により選定された代表者

【申請期限】

令和2年9月7日（月）必着

【申請方法】

「気仙沼市臨時特別定額給付金申請書」に必要事項を記入し、次の3点を添付して郵送

- （1）給付対象者と給付要件該当者との関係が確認できる書類の写し（戸籍謄本等）
- （2）給付対象者の本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等のうち、いずれか1点）
- （3）給付対象者の振込先口座の写し（通帳、キャッシュカード等のうちいずれか1点）

<お問い合わせ先>

特別定額給付金対策室

Tel. 0226-22-6600（内線311, 312）